

令和4年11月18日
課名 地域政策局広島サミット推進チーム
担当者 広島サミット連携推進担当監 矢島
電話 082-209-8502

課名 警察本部警備部サミット対策課
担当者 課長 植
電話 082-228-0110

G 7 広島サミット開催に伴う小型無人機の飛行禁止条例について

1 要旨・目的

サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、法を補完する条例を制定することにより小型無人機の飛行を未然に防止する地域及び施設を指定し、もって安全・安心なサミットの開催を実現する。

2 小型無人機の飛行に係る規制の現状

- 国では、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下、「小型無人機等飛行禁止法」という。）に基づき、国の重要施設の上空における小型無人機等の飛行を禁止しており、県内では、防衛関係施設7施設が指定されている。
- また、各国首脳等が来日した際には、小型無人機等飛行禁止法に基づき、宿泊施設や訪問場所等が外務省告示により臨時指定され、小型無人機等の飛行が禁止される。

3 広島サミット開催に伴う条例の必要性

- 令和5年5月に開催される広島サミットでは、小型無人機等飛行禁止法に基づく外務省告示が行われる予定であるが、法律上、規制地域は、対象施設の敷地等から周囲おおむね300mの区域に限定され、また規制期間はサミット開催期間中のみとなっており、最高レベルの警備態勢が求められるサミットでは、対象区域及び規制期間を強化する必要がある。
- このため、G20大阪サミットやG7伊勢志摩サミットにおける開催府県の対応を踏まえ、安全・安心なサミット実現のため、要人の生命、身体又は財産に対する危険の未然防止、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保の観点から、警備上必要となる場所及び期間について、法を補完する時限条例を制定する。

4 条例素案の概要

(1) 名 称

G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(2) 目 的

広島サミット開催時に小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の危険の未然防止、会議の円滑な実施、地域住民の安全の確保を目的とする。

(3) 条例の効力

施行日から令和 5 年 5 月 22 日

※ 広島サミット開催期間：令和 5 年 5 月 19 日～21 日

(4) 規制の対象

小型無人機

〔※小型無人機とは（小型無人機等飛行禁止法の定義に準ずる）
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の用に供することのできる機器で、構造上人が乗ること
ができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。〕

(5) 規制する場所

次の上空を、小型無人機の飛行禁止地域とする。

ア 対象地域

- ・主要国首脳会議が行われる施設が所在する町（地方自治法第 260 条の規定による市町の区域内の町をいう。以下、同じ）及びその周囲おおむね 2,500m の地域
- ・広島空港及びその周囲おおむね 1,000m の地域
- ・その他知事が必要と認める町及びその周囲おおむね 1,000m の範囲内の地域

イ 対象施設

要人等の訪問先など知事が定める対象施設の敷地又は区域及び周囲おおむね 300m の範囲で囲まれる地域

(6) 規制する期間

令和 5 年 4 月 19 日から 5 月 22 日の範囲内で、知事が指定する期間

(7) 通 報

ア 上記（5）の規制場所で小型無人機を飛行させるには、知事又は施設管理者等の同意が必要。また、7 日前までに公安委員会への通報が必要。

イ 通報に必要な事項（主なもの）

- ・通報者及び操縦者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- ・小型無人機の飛行を行う目的、日時、区域等、機器の種類・大きさ・形状等

(8) 安全確保措置

警察官は、現に小型無人機の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

命令に従わない場合等は、警察官はやむを得ないと認められる限度において飛行の妨害、機器の破損等必要な措置をとることができる。

(9) 罰 則

上記（5）アの対象地域、及びイの対象施設の敷地又は区域で小型無人機を飛行させた者又は上記（8）の警察官の命令に違反した者は、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）に処する。

5 今後のスケジュール

令和4年11月21日～12月20日	パブリックコメント実施
令和5年 1月	パブリックコメント意見への対応
2月	2月定例県議会への議案上程

(5月19日～ 5月21日 G7広島サミット開催)

6 その他（関連情報等）

(1) 予 算

—

(2) 広島サミット県民会議 公式ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-summit/>

広島県条例素案と小型無人機等飛行禁止法との比較

区分	広島県条例素案	(参考) 小型無人機等飛行禁止法
名称	G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・要人の生命、身体又は財産に対する危険の未然防止 ・会議の円滑な実施 ・地域住民の安全の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の重要な施設等に対する危険の未然防止 ・国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持 ・公共の安全の確保
規制内容	「小型無人機」の飛行を原則禁止	「小型無人機」及び「特定航空用機器」の飛行を原則禁止
規制区域	<p>【対象地域】</p> <p>(1) 主要国首脳会議が行われる施設が所在する町及びその周囲おおむね 2,500mの地域</p> <p>(2) 広島空港及びその周囲おおむね 1,000mの地域</p> <p>(3) その他知事が必要と認める町及びその周囲おおむね 1,000mの範囲内の地域</p> <p>※ 指定地域の詳細は県告示</p> <p>【規制期間】</p> <p>令和5年4月19日～5月22日の範囲内で知事が指定した期間</p>	—
	<p>【対象施設】</p> <p>宿泊施設、訪問場所等</p> <p>※ 指定施設は県告示</p> <p>【距離】</p> <p>対象施設の周囲おおむね 300mの地域</p> <p>【規制期間】</p> <p>知事が指定した期間</p>	<p>【対象施設】</p> <p>広島空港、宿泊施設、訪問場所等（予定）</p> <p>※ 指定施設は外務省告示</p> <p>【距離】</p> <p>対象施設の周囲おおむね 300mの地域</p> <p>【規制期間】</p> <p>令和5年5月19日～21日（予定）</p>
例外規定	施設管理者等の同意。また、県公安委員会への通報	施設管理者等の同意。また、県公安委員会（及び管区海上保安本部長）への通報
安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官が、現に小型無人機の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。 ・上記命令に従わない場合等は、警察官はやむを得ないと認められる限度において飛行の妨害、機器の破損等、必要な措置をとることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官等が、現に小型無人機の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。 ・上記命令に従わない場合等は、警察官等はやむを得ないと認められる限度において飛行の妨害、機器の破損等、必要な措置をとることができる。
罰則	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(※1)

小型無人機とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第2条第3項）

(※2)

要人等とは、以下に掲げる者をいう。

ア 内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者

イ 外国要人

一 外国の元首（当該国憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大蔵及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大蔵に準ずる地位にある者

五 國際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている國際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの